○上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則

令和５年４月１日規則第４号

上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則

（趣旨）

第１条　この規則は、組合の事務所の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

２　事務所の管理については、この規則に定めるもののほか、上尾伊奈資源循環組合財産規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第２１号）の定めるところによる。

（管理責任者）

第２条　事務所には、管理責任者を置き、次長をもってこれに充てる。

２　管理責任者は、次に掲げる職務を行わなければならない。

(1)　事務所の秩序の維持に関すること。

(2)　事務所の災害、盗難等の予防に関すること。

(3)　事務所の清掃及び整頓に関すること。

(4)　事務所の設備の保全に関すること。

(5)　事務所の使用の規制に関すること。

(6)　その他事務所の管理に関すること。

（職員の協力義務）

第３条　職員は、事務所の維持保全について積極的に協力しなければならない。

（事務室への立入制限）

第４条　職員以外の者は、職員の承認なく事務室に立ち入ってはならない。

２　職員以外の者が事務室に立ち入るときは、職員は職務上の秘密が漏えいしないための必要な措置を講じなければならない。

（許可を要する行為）

第５条　事務所内において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならない。

(1)　物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為

(2)　組合の機関以外の者が主催して集会、宣伝会等を開催すること。

(3)　面会、陳情、見学等を集団で行うこと。

(4)　仮設工作物の設置その他事務所を一時的かつ特別に使用すること。

２　前項第１号の行為に係る許可申請は物品販売等許可申請書兼許可書（第１号様式）を、同項第２号及び第３号の行為に係る許可申請は立入等許可申請書（第２号様式）を、同項第４号の行為に係る許可申請は事務所使用許可申請書（第３号様式）を管理責任者に提出して行うものとする。

３　管理責任者は、第１項の規定による許可をするに当たり、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

４　管理責任者は、前項の条件に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命ずることができる。

（禁止行為）

第６条　事務所内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　銃器、凶器、爆発物その他危険のおそれがある物品を携行し、又は搬入すること。

(2)　職員に面会を強要すること。

(3)　事務所その他の物件を汚損し、又は毀損すること。

(4)　示威又はけんそうにわたる行為をすること。

(5)　通行の妨害となる行為をすること。

(6)　喫煙設備のない場所において喫煙すること。

(7)　事務の妨害となる行為をすること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、事務所の秩序の維持又は災害の防止に支障を来すような行為をし、又はしようとすること。

(9)　所定の場所以外に自動車、自転車等を置くこと。

（違反者に対する措置）

第７条　管理責任者は、次に掲げる者又はそのおそれが明らかである者に対し、事務所への立入り若しくは使用を禁止し、当該行為を制止し、事務所から退去若しくは物件の撤去を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1)　第５条第１項又は前条の規定に違反した者

(2)　第５条第３項の規定により付された条件に違反した者

２　管理責任者は、物件の所有者が前項の規定による命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は事務所における秩序の維持、事務所の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

３　前項の規定による撤去をした場合において、撤去に要した費用は、所有

者等の負担とする。

（被害の届出）

第８条　盗難又は物件の損壊等の被害があったときは、管理責任者は、直ちに被害届（第４号様式）を管理者に提出しなければならない。

（その他）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

物品販売等許可申請書兼許可書

年　　月　　日

（宛先）
管理責任者

申請者　会 社 名
住　　所
氏　　名
電話番号

上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則第５条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

日　　時	年　　月　　日から（　　）　　時　　分から 年　　月　　日まで　　日間　　時　　分まで
場　　所	
使 用 目 的	□物品販売　□保険勧誘　□その他（　　）
従事する者の氏名等	氏　名　　性別　　男・女
	氏　名　　性別　　男・女
申請に係る行為の概要	

物 品 販 売 等 許 可 書

年　　月　　日

様

年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、

申請のとおり
次の条件を付して　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで許可する。

条件＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※注意事項　①　時間を厳守すること。
②　組合指定の名札を着用すること。
③　終了後の後始末を必ず行うこと。（物品販売者）

第２号様式（第５条関係）

立　入　等　許　可　申　請　書

年　　月　　日

（宛先）

管理責任者

申請者　住　所

氏　名

上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則第５条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

場　　所	
日　　時	年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで
目　　的	
団　体　名	
代　表　者	（申請者と同一の場合は記入不要） 住所 氏名
人　　員	人

第３号様式（第５条関係）

事　務　所　使　用　許　可　申　請　書

年　　月　　日

（宛先）

管理責任者

申請者　住　　所

氏　　名

（団体にあっては名称及び代表者名）

電話番号

上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則第５条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請します。

使用場所			
使用日時	年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで		
使用目的		使用人員	人
使用責任者	（申請者と同一の場合は記入不要） 住所 氏名　　電話番号		

庁　舎　使　用　許　可　書

様

第　　号

使用場所			
使用日時	年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで		
使用目的		使用人員	人
許可条件			

月　　日付けで申請のあった事務所使用については、上記のとおり許可します。

第４号様式（第８条関係）

被　　害　　届

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合管理者　　様

事務局次長

次のとおり被害がありましたので、上尾伊奈資源循環組合事務所管理規則第８条の規定により届け出ます。

被害金品	
場所	
日時	年　　月　　日 時　　分頃
状況経緯	
その他	